

# 陳情文書表

【令和4年3月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
令和4年1月7日	陳情第2号	徳島たばこ販売協同組合 理事長 稲久 一美 徳島たばこ組合小松島支部 支部長 小林 勝代	総務 常任委員会

(件名・要旨)

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

## 【陳情の趣旨】

国内のたばこを取り巻く環境については、複数年にわたるたばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行など、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にあります。

たばこ販売組合を組織する経済的基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ産業の健全な発展を図り、地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負しております。

一方、近年の度重なる増税や、一律・過度な規制は、私ども組合員の経営を直撃、まさに死活問題となっているところです。

たばこ耕作組合を組織するたばこ耕作農家は、増税や規制強化等の影響によるたばこ消費量の減少という厳しい状況下においても、葉たばこの品質向上や収穫安定化への取組を怠らず、より良い国産葉たばこ生産のために不断の努力を続け、自らの農業経営に自信と誇りを持ってたばこ耕作に取り組んでおります。

飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の全面施行により、原則屋内禁煙の措置に伴う、店舗の改装や標識の掲出等の対応が求められ、相応の負担を強いられる状況となっています。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法的嗜好品であり、また、税収面からも貴重な財源として一定の役割を果たしております。令和元年度の小松島市のたばこ税収は、年間約3億100万円となっており一般財源として大きく貢献しております。

改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」という観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するためには一定の喫煙場所の整備が重要であり、分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止はもとより、継続的安定税収の確保に資するものと考えます。

また、公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、行政・商店街等が取り組む環境美化の推進が期待されます。そして、喫煙室(場所)設置や排気設備更新が進まない飲食店、宿泊業等の事業者を支援することは、健康増進法遵守の徹底、無用なトラブルの減少になります。

令和3年度税制改正大綱におきまして、「令和2年度与党税制大綱において、地方公共団体に対し屋外分煙施設等の整備を図るよう促したところであるが、引き続き、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされております。

…加えて令和3年1月に総務省自治税務局より発出された「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

…財政物資としてのたばこは、国税・地方税の一般財源として一定の役割を果たしているところではありますが、喫煙者、非喫煙者双方に配慮した取組を推進することこそが、双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ安定的な税収維持を図ることができると考えます。併せて、改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、決して禁煙を強要するものではないことから、たばこ税を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性・必要性が高まっていると考えます。

…以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

#### 【陳情の項目】

1. 下記の事項を、小松島市に対し働きかけるよう強く陳情いたします。
  - ・地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めること
  - ・地方たばこ税の一部を活用し、環境美化の推進に資する喫煙マナー向上に関する普及啓発など、「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充当すること
2. 国に対し、小松島市議会として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望する意見書を提出することを強く陳情いたします。